

消除予定添加物名簿の公示について

1. 経緯

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）により、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成7年法律第101号）附則第2条の3の規定（以下「新規定」という。）が追加され、厚生労働大臣は、その販売、製造、輸入、加工、使用、貯蔵及び陳列（以下「販売等」という。）の状況からみて、現に販売の用に供されていないと認める既存添加物について、「消除予定添加物名簿」を作成の上公示し、必要な手続きを経て、既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）からその名称を消除することができることとしている。これを受け、平成16年12月に使用実態のない38品目の既存添加物を消除した。

その後、当該申出の内容を精査したところ、誤認等の理由により、販売等の流通実態が確認できない品目があったこと等から、46品目の既存添加物について平成17年4月28日より3ヶ月間、実態調査を行い、再度申出があった品目について、既存添加物への該当性の確認試験を実施してきた。

2. 消除予定添加物名簿（別表1）

消除予定添加物名簿に記載する品目は、別表1の通りである（42品目）。

3. 今後の予定

平成18年9月	消除予定添加物名簿の公示
平成19年2月まで	法定訂正申し出期間（WTO 通報を含む）
遅くとも平成19年6月まで	消除予定添加物名簿の改正
	改正後3ヶ月で施行

4. 確認試験により流通実態があると判断された品目（別表2）

確認試験を行い、流通実態があると判断された品目は別表2の通りである（6品目）。これらについては安全性評価を実施する。

また、今後も申し出がある品目については確認試験等を実施していく。

消除予定添加物名簿

既存添加物 名簿 No	既存添加物名	主な用途
3	アオイ花抽出物	酸化防止剤
13	アスペルギルステレウス抽出物	酸化防止剤
17	アゾトバクタービネランジーガム	増粘安定剤
24	アーモンドガム	増粘安定剤
43	イヌリン型ポリフラクタン	製造用剤
49	ウド抽出物	保存料
55	エビ色素	着色料
57	エラスターゼ	酵素
67	オオムギ殻皮抽出物	乳化剤、製造用剤
71	オポパナックス樹脂	ガムベース
108	カワラタケ抽出物	苦味料
131	グアユール	ガムベース
143	クルクリン	甘味料
159	クワ抽出物	製造用剤
170	酵素処理ダイズサポニン	乳化剤
185	コパイババルサム	ガムベース
211	シコン色素	着色料
225	スオウ色素	着色料
229	スーパーオキシドジスムターゼ	酵素
237	セサモリン	酸化防止剤
238	セサモール	酸化防止剤
242	セリ抽出物	酸化防止剤
252	ダイズ灰抽出物	製造用剤
255	タデ抽出物	製造用剤
283	テンペ抽出物	酸化防止剤

285	銅	製造用剤
288	動物性ステロール	乳化剤
289	トウモロコシ色素	着色料
296	トマト糖脂質	乳化剤
300	トリアカンソスガム	増粘安定剤
307	ナタネ油抽出物	酸化防止剤
311	生ダイズ抽出物	製造用剤
320	ニューコウ	ガムベース
370	フルクトシルトランスフェラーゼ処理ステビア	甘味料
371	ブルーベリー葉抽出物	酸化防止剤
381	粉末パルプ	ガムベース
388	ヘゴ・イチョウ抽出物	酸化防止剤
407	ベンゾインガム	ガムベース
433	ミルラ	ガムベース
437	ムラミダーゼ	酵素
441	メラロイカ精油	酸化防止剤
450	モミガラ抽出物	製造用剤
474	リンドウ根抽出物	酸化防止剤

流通実態があると判断された品目 別表 2

存添加物 名簿 No	既存添加物名	主な用途
5	アガラーゼ	酵素
53	エゴノキ抽出物	保存料
154	グレープフルーツ種子抽出物	製造用剤
175	酵素処理レシチン	乳化剤
391	ヘスペレチン	酸化防止剤
451	モモ樹脂	増粘安定剤

使用実態のない既存添加物の消除の流れについて

